

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立芸術文化センター管理規則等の一部を改正する規則（財政課）	1
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	16
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	28

公布された法令のあらまし

●兵庫県立芸術文化センター管理規則等の一部を改正する規則（規則第28号）

- 1 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、レストラン等の利便施設の利用の手続を定めることとした。
- 2 利用者の便宜を図り、兵庫陶芸美術館の利用を促進するため、県内に居住しているか否かを問わず65歳以上の者が同美術館に展示する陶芸美術品等を観覧する場合の観覧料について、その2分の1に相当する額を免除することとした。
- 3 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、宿泊施設の定員に見合った効率的な利用の促進及び年間を通じての利用の平準化を図るため、宿泊室及びロッジの使用料の額を改定することとした。
- 4 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、美術展示室に展示している美術品の観覧料の基準額について、小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下「児童等」という。）が利用する場合は無料とし、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒（以下「高校生」という。）が利用する場合は半額とすることとした。
- 5 兵庫県立都市公園条例の一部改正に伴い、兵庫県立舞子公園の海上展望施設を平日に利用する場合の利用料金の基準額について、児童等が利用する場合は無料とし、高校生が利用する場合は半額とすることとした。

●兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部改正により、従来兵庫県立自然公園条例施行規則において規定されていた自然公園における公園事業の執行に関する手続が兵庫県立自然公園条例において規定されること、自然公園における利用調整地区の制度が創設されること、自然公園及び自然環境保全区域において生態系維持回復事業の制度が創設されること等に伴い、公園事業の執行に関する手続の細目、利用調整地区への立入りの認定基準、生態系維持回復事業の認定の手続等これらの条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

●財務規則の一部を改正する規則（規則第30号）

- 1 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行により、知事は、常時勤務に服することを要する県の職員等に対して子ども手当を支給すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 歳出予算の効率的な執行を図り、事業の円滑な実施に資するため、相互に又は他の節の経費と流用することができない歳出予算の節の経費について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立芸術文化センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

兵庫県立芸術文化センター管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立芸術文化センター管理規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立芸術文化センター管理規則（平成17年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「様式第 1 号。以下」を「様式第 1 号）又は兵庫県立芸術文化センター利便施設事業申請書（様式第 2 号）（以下これらを）」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「利用許可申請書」を「兵庫県立芸術文化センター利用許可申請書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兵庫県立芸術文化センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第 1 項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項本文」に改める。

様式第 2 号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号（第 6 条－第 8 条関係）

兵庫県立芸術文化センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（.....）..... 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫陶芸美術館管理規則の一部改正)

第 2 条 兵庫陶芸美術館管理規則（平成17年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「様式第 2 号。以下」を「様式第 2 号）又は兵庫陶芸美術館利便施設事業申請書（様式第 2 号の 2）（以下これらを）」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「利用許可申請書」を「兵庫陶芸美術館利用許可申請書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兵庫陶芸美術館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第8条第1項の許可を受けた場合であって、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

第13条第1項第1号中「観覧料等」を「観覧料」に改め、同号ア中「県内に居住する」を削る。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第6条－第8条関係）

兵庫陶芸美術館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） 一 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改める。

（兵庫県立広域防災センター管理規則の一部改正）

第3条 兵庫県立広域防災センター管理規則（平成16年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第9条」に改める。

第7条を第15条とし、第6条の次に次の8条を加える。

（利用の許可の申請）

第7条 条例第4条の規定によりセンターの施設を利用しようとする者は、兵庫県立広域防災センター利便施設事業申請書（様式第1号。以下「事業申請書」という。）に、利便施設の利用計画を記載した図面その

他知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第8条 知事は、事業申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第9条 知事は、事業申請書を受理した場合において、条例第4条の許可を決定したときは、兵庫県立広域防災センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、事業申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

第10条 条例第4条の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第11条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立広域防災センター利用内容変更承認申請書（様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第12条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

(使用料の免除)

第13条 条例第5条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立広域防災センター使用料免除申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 条例第6条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由によりセンターの施設の利用ができなくなったとき。 当該使用料の全額
- (2) 使用料を納めた者がセンターの施設の利用の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたとき。 当該使用料の全額
- (3) 使用料を納めた者が第11条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。 当該過納となった額

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立広域防災センター使用料還付請求書（様式第4号）に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

附則の次に次の4様式を加える。

様式第 1 号 (第 7 条—第 9 条関係)

兵庫県立広域防災センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第 2 号 (第 11 条関係)

兵庫県立広域防災センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () ー 番

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利 用 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変 更 の 理 由			

様式第 3 号 (第 13 条関係)

兵庫県立広域防災センター使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () ー 番

利用許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする理由	

様式第4号（第14条関係）

兵庫県立広域防災センター使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利用許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還を受けようとする理由	

（兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部改正）

第4条 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則（平成10年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号）又は」を「様式第1号）」に改め、「様式第2号）」の右に「又は兵庫県立但馬長寿の郷利便施設事業申請書（様式第2号の2）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立但馬長寿の郷研修室等利用許可申請書及び兵庫県立但馬長寿の郷宿泊室・ロτζ利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立但馬長寿の郷利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第4条の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

別表2の部を次のように改める。

2 宿泊室の使用料

(i) 1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日までの期間において利用する場合

区分	洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)				備考
	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	3人で 利用する 場合	4人で 利用する 場合	
金曜日、 土曜日及 び翌日が 休日であ る高齢者等	円 4,900	円 3,300	円 6,600	円 3,700	円 2,800	円 2,200	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

る日に利用する場合	中学生		4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200	日をいう。 2 「高齢者等」とは、次の者をいう。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者 3 「中学生」とは、中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 4 「小学生」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。 5 「その他の者」とは、15歳以上の者で高齢者等、中学生又は小学生のいずれにも該当しないものをいう。 6 「付添人」とは、介護を要する高齢者等に同伴する者をいい、1人に限るものとする。 7 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。
	小学生		4,500	3,000	6,000	3,400	2,500	2,000	
	その他の者	付添人	4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200	
		その他	5,500	3,700	7,500	4,300	3,200	2,500	
金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に利用する場合	高齢者等		3,100	2,100	4,200	2,400	1,800	1,400	
	中学生		3,100	2,100	4,200	2,400	1,800	1,400	
	小学生		2,900	1,900	3,800	2,200	1,600	1,300	
	その他の者	付添人	3,100	2,100	4,200	2,400	1,800	1,400	
その他		3,600	2,400	4,800	2,700	2,000	1,600		

(2) 3月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までの期間において利用する場合

区分	洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)				備考		
	1人で利用する場合	2人で利用する場合	1人で利用する場合	2人で利用する場合	3人で利用する場合	4人で利用する場合			
金曜日、土曜日及び休日が休日である日に利用する場合	高齢者等		円 4,900	円 3,300	円 6,600	円 3,700	円 2,800	円 2,200	1 「休日」、「高齢者等」、「中学生」、「小学生」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ(1)の表の備考に規定するものをいう。 2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。
	中学生		4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200	
	小学生		4,500	3,000	6,000	3,400	2,500	2,000	
	その他の者	付添人	4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200	
		その他	5,500	3,700	7,500	4,300	3,200	2,500	

金曜日及び土曜日以外の日 (翌日が休日でない日に限る。)に 利用する場合	高齢者等	3,900	2,600	5,300	3,000	2,200	1,800	
	中学生	3,900	2,600	5,300	3,000	2,200	1,800	
	小学生	3,600	2,400	4,800	2,700	2,000	1,600	
	その他の者	付添人	3,900	2,600	5,300	3,000	2,200	1,800
		その他	4,500	3,000	6,000	3,400	2,500	2,000

(3) 7月21日から8月31日までの期間において利用する場合

区分	洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)				備考		
	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	3人で 利用する 場合	4人で 利用する 場合			
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等	円 6,100	円 4,100	円 8,300	円 4,600	円 3,500	円 2,800	1 「休日」、「高齢者等」、「中学生」、「小学生」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ(1)の表の備考に規定するものをいう。 2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。	
	中学生	6,100	4,100	8,300	4,600	3,500	2,800		
	小学生	5,600	3,800	7,500	4,300	3,100	2,500		
	その他の者	付添人	6,100	4,100	8,300	4,600	3,500		2,800
		その他	6,900	4,600	9,400	5,400	4,000		3,100
金曜日及び土曜日以外の日 (翌日が休日でない日に限る。)に 利用する場合	高齢者等	4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200		
	中学生	4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200		
	小学生	4,500	3,000	6,000	3,400	2,500	2,000		
	その他の者	付添人	4,900	3,300	6,600	3,700	2,800	2,200	
		その他	5,500	3,700	7,500	4,300	3,200	2,500	

別表3の部を同表5の部とし、同表2の部の次に次のように加える。

3 ロッジ1棟全部を利用する場合の1棟1泊の使用料

区分	1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日まで	3月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日まで	7月21日から8月31日まで	備考
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	円 18,900	円 18,900	円 23,600	「休日」とは、2の部(1)の表の備考に規定するものをいう。
金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日に限る。)に利用する場合	12,100	15,100	18,900	

4 ロッジの1室のみを利用する場合の使用料

(1) 1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日までの期間において利用する場合

区分		風呂付室 (1人1泊)	その他の室 (1人1泊)	備考	
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等	円 1,900	円 1,800	1 「休日」、「高齢者等」、「中学生」、「小学生」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ2の部(1)の表の備考に規定するものをいう。 2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。	
	中学生	1,900	1,800		
	小学生	1,700	1,500		
	その他の者	付添人	1,900		1,800
		その他	2,000		1,900
金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日に限る。)に利用する場合	高齢者等	1,200	1,100		
	中学生	1,200	1,100		
	小学生	1,100	1,000		
	その他の者	付添人	1,200	1,100	
		その他	1,300	1,200	

(2) 3月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までの期間において利用する場合

区分		風呂付室 (1人1泊)	その他の室 (1人1泊)	備考
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等	円 1,900	円 1,800	1 「休日」、「高齢者等」、「中学生」、「小学生」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ2の部(1)の表の備考に規定するものをいう。
	中学生	1,900	1,800	

	小学生		1,700	1,500	2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。
	その他の者	付添人	1,900	1,800	
		その他	2,000	1,900	
金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に利用する場合	高齢者等		1,500	1,400	
	中学生		1,500	1,400	
	小学生		1,300	1,200	
	その他の者	付添人	1,500	1,400	
		その他	1,600	1,500	

(3) 7月21日から8月31日までの期間において利用する場合

区分		風呂付室 (1人1泊)	その他の室 (1人1泊)	備考	
金曜日、土曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等		円 2,400	円 2,300	1 「休日」、「高齢者等」、「中学生」、「小学生」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ2の部(1)の表の備考に規定するものをいう。 2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。
	中学生		2,400	2,300	
	小学生		2,100	1,900	
	その他の者	付添人	2,400	2,300	
		その他	2,500	2,400	
金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に利用する場合	高齢者等		1,900	1,800	
	中学生		1,900	1,800	
	小学生		1,700	1,500	
	その他の者	付添人	1,900	1,800	
		その他	2,000	1,900	

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第6条－第8条関係）

兵庫県立但馬長寿の郷^{きさと}利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円
備 考	

注 1 太線の中だけ記入してください。

2 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改める。

（兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則の一部改正）

第5条 兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則(平成18年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立障害者スポーツ交流館利便施設事業申請書(様式第1号の2)(以下これらを)」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立障害者スポーツ交流館利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立障害者スポーツ交流館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第4条の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第6条-第8条関係)

兵庫県立障害者スポーツ交流館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（.....）..... 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第 2 号中

「

利用人員	障害者	介護者	その他	合計	障害者	介護者	その他	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人

」

を

「

利用人員	障害者	介護者	その他	合計	障害者	介護者	その他	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人
その他								

」

に改める。

（兵庫県立産業会館管理規則の一部改正）

第 6 条 兵庫県立産業会館管理規則（昭和55年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 6 条第 1 項中「様式第 1 号。以下」を「様式第 1 号）又は兵庫県立産業会館利便施設事業申請書（様式第 2 号）（以下これらを）」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「利用許可申請書」を「兵庫県立産業会館利用許可申請書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兵庫県立産業会館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他の書類を添付しなければならない。

第10条第 1 項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項本文」に改める。

様式第 2 号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 6 条-第 8 条関係)

兵庫県立産業会館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正)

第 7 条 兵庫県立円山川公苑管理規則 (昭和62年兵庫県規則第86号) の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第 2 美術展示室の款所蔵品展の項中「児童等」を「高校生」に、「50円」を「80円」に改め、同款企画展の項中「児童等」を「高校生」に、「150円」を「180円」に、「100円」を「150円」に改める。

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第 8 条 兵庫県立都市公園条例施行規則 (昭和39年兵庫県規則第105号) の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第 4 の 2 の部海上展望施設の款中「障害者及び県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する」を削り、「同じ。）」の右に「及び障害者」を加え、「県外に住所を有し、かつ、県外の学校に在学する児童等」を「高等学校及びこれに準ずる学校の生徒」に改める。

(兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部改正)

第 9 条 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則 (平成10年兵庫県規則第69号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条」を「第15条」に改める。

第10条を第18条とし、第 9 条の次に次の 8 条を加える。

(利用の許可の申請)

第10条 条例第10条の規定により学校の施設を利用しようとする者は、兵庫県立淡路景観園芸学校利便施設事業申請書 (様式第 3 号。以下「事業申請書」という。) に、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第11条 知事は、事業申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第10条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 学校の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第12条 知事は、事業申請書を受理した場合において、条例第10条の許可を決定したときは、兵庫県立淡路景観園芸学校利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、学校の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、事業申請書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

第13条 条例第10条の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第14条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立淡路景観園芸学校利用内容変更承認申請書（様式第4号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第12条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第15条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

(使用料の免除)

第16条 条例第11条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立淡路景観園芸学校使用料免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第17条 条例第12条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由により学校の施設の利用ができなくなったとき。当該使用料の全額

(2) 使用料を納めた者が学校の施設の利用の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたとき。 当該使用料の全額

(3) 使用料を納めた者が第14条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。 当該過納となった額

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立淡路景観園芸学校使用料還付請求書（様式第6号）に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

様式第2号の次に次の4様式を加える。

様式第3号（第10条－第12条関係）

兵庫県立淡路景観園芸学校利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 () - 番

利 便 施 設 の 用 途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号（第14条関係）

兵庫県立淡路景観園芸学校利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 () - 番

変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変 更 の 理 由			

様式第5号（第16条関係）

兵庫県立淡路景観園芸学校使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 () - 番

利用許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする理由	

様式第 6 号 (第17条関係)

兵庫県立淡路景観園芸学校使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () - 番

利用許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還を受けようとする理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定による改正後の兵庫県立但馬長寿の郷管理規則別表 2 の部から 4 の部までの規定は、この規則の施行の日以後に兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例 (平成10年兵庫県条例第12号) 第 4 条の規定により施設の利用の許可を受けた者に係る使用料の額について適用する。



兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第29号

兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県立自然公園条例施行規則の一部改正)

- 第 1 条 兵庫県立自然公園条例施行規則 (昭和38年兵庫県規則第77号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 公園事業 (第 1 条の 2—第13条)
- 第 3 章 保護及び利用 (第14条—第20条)
- 第 4 章 生態系維持回復事業 (第20条の 2—第20条の 5)
- 第 5 章 風景地保護協定 (第21条—第23条)
- 第 6 章 公園管理団体 (第24条)
- 第 7 章 雑則 (第25条)

附則

第 1 章 総則

本則 (第 2 条から第14条までの規定を除く。)、別表及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 公園事業

第 1 条の 2 の見出しを「(公園施設の種類)」に改め、同条中「定める施設」の右に「(以下「公園施設」という。))」を加え、「の各号に掲げるもの」を「に掲げる施設」に改め、同条第 7 号中「運送施設、」を「運送施設及び」に、「いう」を「いう。以下同じ」に改める。

第 2 条から第 13 条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第 2 条 条例第 7 条第 3 項の申請書は、公園施設ごとに提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 3 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 前条第 1 号から第 9 号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第 7 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第 7 号、第 8 号及び第 10 号に掲げる書類を、市町が執行する公園事業にあっては第 2 号、第 6 号から第 8 号まで及び第 11 号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
(公園事業の変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第 3 条 条例第 7 条第 5 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第 7 条第 3 項第 1 号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項

(公園事業の変更の同意又は認可の申請)

第 4 条 条例第 7 条第 6 項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更をしようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

2 条例第 7 条第 7 項において準用する同条第 4 項に規定する規則で定める書類は、第 2 条第 3 項第 3 号及

び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類とする。
（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第5条 条例第7条第8項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更をした年月日
- (4) 変更を必要とする理由

（公園事業の承継の同意又は承認の申請）

第6条 条例第7条の3第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は同項の規定による承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 公園施設の種類
- (4) 合併又は分割をした年月日
- (5) 合併又は分割をした理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者である法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者である法人の登記事項証明書又は分割契約書
- (3) 第2条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

3 条例第7条の3第2項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
- (3) 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により申請者が公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
- (3) 第2条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

（公園事業の休廃止の届出）

第7条 条例第7条の4の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- (4) 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

（公園事業の同意又は認可の失効の届出）

第8条 条例第7条の5第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 失効した年月日
- (4) 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 他の法令又は条例の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類
- (2) 第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

第9条から第13条まで 削除

第13条の次に次の章名を付する。

第3章 保護及び利用

第14条を削り、第14条の2を第14条とする。

第15条第1項第1号中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改める。

第15条の2中「第9条第4項第12号の区域」を「第9条第4項第15号の区域又は利用調整地区」に改める。

第17条の見出し中「許可又は届出」を「許可等」に改め、同条中「第9条第7項第3号及び第11条第7項第3号」を「第9条第7項第4号、第9条の2第3項第6号及び第11条第7項第4号」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(利用調整地区への立入りの認定の基準)

第17条の2 条例第9条の3第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - イ 野生動物にえさを与えること。
 - ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

(利用調整地区への立入りの認定の申請)

第17条の3 条例第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第9条の3第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）
 - (3) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
 - (4) 立ち入ろうとする期間
 - (5) 立入りの目的
 - (6) 立入りの方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項
- 2 前項の申請書には、申請者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第17条の4 条例第9条の3第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
- (2) 立入認定証の有効期間
- (3) 立入りの認定を受けた者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 知事は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第17条の2第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第17条の5 条例第9条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 再交付を必要とする枚数(条例第9条の3第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)
- (3) 認定を受けた利用調整地区の名称
- (4) 立入認定証の番号及び交付年月日
- (5) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

(他の利用者をもその監督の下に利用調整地区へ立ち入らせることができる者)

第17条の6 条例第9条の3第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第20条の次に次の1章及び章名を加える。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認又は認定)

第20条の2 市町が、条例第15条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 生態系の状況の把握及び監視
 - イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

2 市町以外の者が、条例第15条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前項第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第20条の3 条例第15条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第15条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した実施計画書

(生態系維持回復事業の変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第20条の4 条例第15条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第20条の5 条例第15条の3第6項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容

(3) 変更を必要とする理由

第 5 章 風景地保護協定

第23条の次に次の章名を付する。

第 6 章 公園管理団体

第24条の次に次の章名を付する。

第 7 章 雑則

第25条の見出しを「(身分証明書の様式)」に改め、同条中「第13条第3項」を「第7条の6第3項、第7条の7第2項、第12条第3項、第13条第3項」に改める。

別表中「第6条、」を削り、同表1の項区分の欄中「第9条第7項第3号」を「第9条第7項第4号」に改め、同項行為の欄11中「防護柵」を「防護さく」に改め、同欄14中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同欄16の次に次のように加える。

16の2 受信アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

別表1の項行為の欄22の次に次のように加える。

22の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

22の3 宅地の木竹を損傷すること(条例第9条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この項において同じ。)

22の4 自家用のために木竹を損傷すること。

22の5 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の6 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の7 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の8 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

22の9 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の10 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の11 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の12 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の13 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

22の14 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

22の16 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

22の18 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

別表1の項行為の欄44中「植物を」を「植物で」に、「第9条第4項第9号」を「第9条第4項第10号」に改め、同欄44の次に次のように加える。

44の2 農業を営むために条例第9条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。44の3において同じ。)

44の3 森林の整備及び保全を図るために条例第9条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

別表1の項行為の欄46中「(平成14年法律第88号)」を削り、同欄46の次に次のように加える。

46の2 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得

た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
別表 1 の項行為の欄48の次に次のように加える。

48の 2 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（条例第 9 条第 4 項第13号の知事が指定するものが犬であって、同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この項において同じ。）。

48の 3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

48の 4 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって次に掲げるもの

- (1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- (2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

別表 1 の項行為の欄51中「通常行われる行為のために」を削り、同欄61の次に次のように加える。

61の 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

別表 1 の項行為の欄62中「こと」の右に「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同欄63及び同欄64中「第 9 条第 4 項第12号」を「第 9 条第 4 項第15号」に改め、同欄79中「78」を「79まで」に、「付帯する」を「附帯する」に改め、同欄中79を80とし、78の次に次のように加える。

79 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。）。

- (1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- (2) 風致の維持のために行われる措置の内容
- (3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- (4) 当該行為に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

別表 2 の項区分の欄中「第11条第 7 項第 3 号」を「第11条第 7 項第 4 号」に改め、同項行為の欄 1 中「16」を「16の 2」に改め、同欄16中「15」を「16まで」に、「付帯する」を「附帯する」に改め、同欄中16を17とし、15の次に次のように加える。

16 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。）。

- (1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- (2) 風景の維持のために行われる措置の内容
- (3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- (4) 当該行為に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

別表 2 の項を同表 3 の項とし、同表 1 の項の次に次のように加える。

<p>2 条例第 9 条の 2 第 3 項第 6 号の規則で定める行為</p>	<p>自然公園の利用者以外の者の行為であって次に掲げるもの</p> <p>1 1 の項行為の欄 1、4 から 7 まで、9（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、10、11、14、16、20、21、22の 7、22の11から22の13まで、24、30、32、33、44の 2、45から46の 2 まで、67又は76に掲げる行為（同欄 1、4、5、24及び45に掲げる行為にあっては、農林漁業を営むために行うものに限る。）</p> <p>2 農業を営むための行為</p>
---	--

- 3 森林の保護管理のために行われる行為
- 4 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。
- 5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。
- 6 漁業を営むための行為
- 7 漁業取締の業務を行うこと。
- 8 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。
- 9 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- 10 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- 11 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 13 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- 14 鉱業権を有する者が行う1の項行為の欄24又は25に掲げる行為
- 15 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- 16 測量法第3条の規定による測量を行うこと。
- 17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- 18 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- 19 利用調整地区以外の区域において、この欄に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- 20 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- 21 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- 22 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。
- 23 1から22までに掲げる行為に附随する行為

様式第1号中

「

（該当する番号を○で囲むこと。）

- 1 工作物の新築、改築又は増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物の掘採又は土石の採取
- 4 水位又は水量の増減
- 5 広告物等の設置
- 6 土石等の集積又は貯蔵
- 7 水面の埋立て又は干拓
- 8 土地の開墾又は形状変更
- 9 高山植物等の採取又は損傷
- 10 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷
- 11 色彩の変更
- 12 指定区域内への立入り
- 13 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸

」

を
「

(該当する番号を○で囲むこと。)	
1 工作物の新築、改築又は増築	2 木竹の伐採
3 指定区域における木竹の損傷	4 鉱物の掘採又は土石の採取
5 水位又は水量の増減	6 広告物等の設置
7 土石等の集積又は貯蔵	8 水面の埋立て又は干拓
9 土地の開墾又は形状変更	10 高山植物等の採取又は損傷
11 指定区域における指定植物の植栽等	12 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷
13 指定区域における指定動物の放出等	14 色彩の変更
15 指定区域内への立入り	16 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸

に改め、同様式注1の表中13の項を16の項とし、12の項を15の項とし、11の項を14の項とし、同項の前に次のように加える。

13 指定区域における指定動物の放出等	1 動物の種類
	2 動物の数量又は頭数
	3 管理方法
	4 関連行為の概要

様式第1号注1の表中10の項を12の項とし、同項の前に次のように加える。

11 指定区域における指定植物の植栽等	1 植栽又は播種に係る植物の種類
	2 植栽又は播種の面積
	3 植栽又は播種の数量
	4 植栽又は播種の方法
	7 管理方法
	8 関連行為の概要

様式第1号注1の表中9の項を10の項とし、3の項から8の項までを4の項から9の項までとし、2の項の次に次のように加える。

3 指定区域における木竹の損傷	1 損傷する木竹の樹種
	2 損傷する木竹の数量
	3 損傷の方法
	4 関連行為の概要

様式第2号中

「

(該当する番号を○で囲むこと。)	
1 工作物の新築、改築又は増築	2 木竹の伐採
3 鉱物の掘採又は土石の採取	4 水位又は水量の増減
5 広告物等の設置	6 土石等の集積又は貯蔵
7 水面の埋立て又は干拓	8 土地の開墾又は形状変更
9 高山植物等の採取又は損傷	10 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷
11 色彩の変更	12 指定区域内への立入り
13 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸	

を
「

(該当する番号を○で囲むこと。)	
1 工作物の新築、改築又は増築	2 木竹の伐採
3 指定区域における木竹の損傷	4 鉱物の掘採又は土石の採取
5 水位又は水量の増減	6 広告物等の設置

7 土石等の集積又は貯蔵 8 水面の埋立て又は干拓 9 土地の開墾又は形状変更 10 高山植物等の採取又は損傷 11 指定区域における指定植物の植栽等 12 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷 13 指定区域における指定動物の放出等 14 色彩の変更 15 指定区域内への立入り 16 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸

に改める。

様式第4号中「第13条」を「第7条の6、第7条の7、第12条、第13条」に改める。

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号及び第6項第1号中「5万分の1」を「25,000分の1」に改め、同条第7項中「第90条第10項第2号」を「第90条第10項第3号」に改める。

第30条第1項中「第91条第3項第4号」を「第91条第3項第5号」に改め、同条第2項中「第91条第3項第5号」を「第91条第3項第6号」に改める。

第31条第4項中「第92条第6項第3号」を「第92条第6項第4号」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(生態系維持回復事業の確認又は認定)

第31条の2 市町が、条例第94条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ア 生態系の状況の把握及び監視
- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

2 市町以外の者が、条例第94条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前項第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第31条の3 条例第94条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第94条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法を記載した実施計画書

(生態系維持回復事業の変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第31条の4 条例第94条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第31条の5 条例第94条の3第7項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更を必要とする理由

別表第12中10の款を13の款とし、9の款を12の款とし、8の款の次に次のように加える。

<p>9 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p>	<p>当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>10 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p>	<p>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>11 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p>	<p>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>

別表第13 1の項区分の欄中「第90条第10項第2号」を「第90条第10項第3号」に改め、同項行為の欄1の(8)の次に次のように加える。

(8)の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(8)の3 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

別表第13 1の項行為の欄2の(5)に次のように加える。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

別表第13 1の項行為の欄2の(6)の次に次のように加える。

(6)の2 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

コ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

サ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(6)の3 森林の整備及び保全を図るために知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(6)の4 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境

の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（条例第90条第4項第9号の知事が指定するものが犬であって、同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この項において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって次に掲げるもの

(7) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(4) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

別表第13 2の項区分の欄中「第91条第3項第4号」を「第91条第3項第5号」に改め、同項行為の欄2の(1)中「オ」を「カ」に改め、同表3の項区分の欄中「第92条第6項第3号」を「第92条第6項第4号」に改める。

別表第14 1中「(平成14年法律第88号)」を削り、同表3中「第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項」を「第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第56条第1項」を「第68条第1項」に改める。

様式第20号注1の表中15の項を18の項とし、7の項から14の項までを10の項から17の項までとし、6の項の次に次のように加える。

<p>7 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p>	<p>(1) 損傷する木竹の樹種 (2) 損傷する木竹の数量 (3) 損傷の方法 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮</p>
<p>8 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p>	<p>(1) 植栽又は播種に係る植物の種類 (2) 植栽又は播種の数量 (3) 植栽又は播種の方法 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮</p>
<p>9 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p>	<p>(1) 動物の種類 (2) 動物の数量又は頭数 (3) 関連行為の概要 (4) 自然環境保全上の配慮</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第1項（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の規則第6条第1項（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に改正前の規則第6条第1項の規定によりされた承認又は同意（この規則の施行後に前

項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。)は、兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第20号。以下「改正条例」という。)第1条の規定による改正後の兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号。以下「改正後の条例」という。)第7条第5項の規定による認可又は同意とみなす。

- 5 この規則の施行前に改正前の規則第8条(改正前の規則第14条において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認の申請又は届出は、改正後の条例第7条の4の規定によりされた届出とみなす。
- 6 この規則の施行前に改正条例第1条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例第7条第2項の認可を受けた者(この規則の施行後に附則第2項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての改正後の条例第7条の5第3項の規定の適用については、改正前の規則第10条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、改正後の条例第7条第9項の規定により付された条件とみなす。
- 7 この規則の施行前に発生した事項につき改正前の規則第11条(改正前の規則第14条において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 8 公園事業者(改正後の条例第7条第5項に規定する公園事業者をいう。以下同じ。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する改正前の規則第13条の規定による原状回復命令等については、なお従前の例による。

~~~~~

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第30号

### 財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第24条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第54条第1項第8号中「第8条」を「第8条第1項及び第2項」に、「及び第14条」を「並びに第14条第1項及び第2項」に改める。

第55条第1項中「第13号までに掲げる経費及び」を「第14号まで及び第16号に掲げる経費並びに」に改め、同項第11号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、「保険料」の右に「及び同条第2項に規定する共済掛金」を加え、同項第12号中「第8条に規定する」を「による」に、「及び同法附則第6条」を「並びに同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項」に改める。

第70条の6中「チェックライター」を「チェクライター」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例)

第13条 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定の適用がある場合における第54条第1項第11号、第55条第1項第12号、第60条第2項、別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項の規定の適用については、第54条第1項第11号中「県費負担金」とあるのは「県費負担金又は平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。)第20条第1項の規定により適用される児童手当法第18条第1項及び第2項並びに子ども手当法第20条第2項の規定により適用される児童手当法附則第7条第5項において準用する同法第18条第2項に規定する県費負担金」とし、第55条第1項第12号中「並びに同法」とあるのは「、同法」と、「特例給付」という。)とあるのは「特例給付」という。)並びに子ども手当法による子ども手当(以下「子ども手当」という。))とし、第60条第2項中「特例給付」とあるのは「特例給付、子ども手当」とし、別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項中「及び特例給付」とあるのは「、特例給付及び子ども手当」とする。

別表第1の1の部中

|   |           |            |   |
|---|-----------|------------|---|
| 「 | 出納局審査・指導課 | 会計審査・指導専門員 | 」 |
|   | 出納局審査・指導課 | 支払係長       |   |
| を |           |            |   |
| 「 | 出納局審査・指導課 | 会計審査・指導専門員 | 」 |

に改める。

別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項中「第3条第1項第2号に掲げる部局の課におかれる」を「第3条第1項に規定する予算の執行事務を所掌する課に置かれる」に改め、同表書面請求払経費の項中「第3条第1項第2号に掲げる部局の課におかれる」を「第3条第1項に規定する予算の執行事務を所掌する課に置かれる」に改める。

様式第68号注3中「橋りょう」を「橋りょう」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の財務規則第24条第1項の規定は、平成22年度の歳出予算から適用する。